

社会福祉法人聖光会 役員報酬及び旅費に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖光会（以下「法人」という。）の法人役員の報酬及び旅費の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 法人役員に対して、勤務実態に応じて、報酬を支給することができる。

(役員会等出会時の報酬の支給)

第3条 役員が理事会、評議員会に出席したとき及び監事が監査のため出頭及び、理事会、評議員会に出席したときは、報酬を支給することができる。

2 前項の報酬の支給額は、別表に定めるところによる。

(役員が法人の用務で出張したときの旅費の支給)

第4条 理事、評議員、監事が法人の用務で出張したときは、社会福祉法人聖光会出張旅費規程を準用して旅費を支給する。この場合において、旅費規程取扱い要領の法人役員 の欄を適用する。

付 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

別 表

区 分	報 酬
理 事	日 額 10,000円
評議員	日 額 10,000円
監 事	日 額 10,000円

但し、理事及び監事が、同一日に理事会と評議員会に出席した場合、理事会の報酬のみ支給する。